

地方消費者行政の抜本的拡充等を求める群馬弁護士会意見書

第1 意見の趣旨

- 1 地方の消費者行政の体制・人員および予算を抜本的に拡充強化するための財政措置を、国は早急に講ずること。
- 2 消費生活センターの設置・業務・および苦情のあっせん処理をはじめとする諸権限を法的に位置づけるとともに、消費者被害情報の集約体制を強化し、国と地方のネットワークを構築するなど、国は必要な法整備をすること。

第2 意見の理由

- 1 近年、こんにやく入りゼリーによる窒息死事故や一連の食品表示偽装事件、ガス湯沸かし器一酸化炭素中毒事故、シュレッダーによる指切断事故など、多くの分野で消費者被害が発生し、また、顕在化している。更に、投資詐欺商法、貴金属現物まがい商法、振り込め詐欺などの被害も後を絶たない状況にある。
- 2 政府は、わが群馬県出身の福田康夫総理大臣の指揮の下に、消費者・生活者重視への政策転換、消費者行政の一元化及び強化の方針を打ち出し、消費者庁の設置を検討するなど、消費者行政の充実強化を強く打ち出している。この方針は、日弁連をはじめとする弁護士会の長年の念願であり、高く評価されるものである。
- 3 一方、地方自治体の消費生活相談窓口である消費生活センターは、消費者にとって身近で頼りになる相談施設であり、被害の多くは消費生活センターに寄せられている。全国の相談件数は約110万件であり、10年前の3倍強にも増加している。地方の消費生活センターの役割は、益々増大している。しかし、地方自治体を取り巻く社会経済環境は厳しさを増しており、消費者行政予算は年々削減されている。そのため、相談窓口は十分な体制がとれず、対応に手間のかかる「あっせん」率の低下や、市民への啓発も十分に行えないなど、数多くの問題を抱えている。
- 4 消費者の利益を守るためには、地方の消費者行政の充実強化が不可欠である。政府の消費者行政推進会議の最終取りまとめ及びこれを受けた平成20年6月27日閣議決定「経済財政改革の基本方針2008」においても、強い権限を持った消費者庁を創設するとともに、これを実効性あるものとするため地方消費者行政を飛躍的に充実させること、国において相当の財源確保に努めるべきこと等を提言している。
- 5 よって、国会及び政府は、真に消費者が主役の消費者行政を実現するため、意見の趣旨のとおり措置を講ずるよう強く要望する次第である。

2008年（平成20年）8月22日

群馬弁護士会会長 神谷 保夫